

## レジャー・スポーツ施設等利用補助事業のご案内

毎年、財団共済の事業でレジャー施設やスポーツ施設を利用した場合、  
利用料金のうち年度間に1回 3,000円を上限に補助をしています。

年度内に登録職員が利用した国内のレジャー・スポーツ施設利用料が補助の対象です。

（補助対象の例）



- ①1回の利用料金が3,000円に満たない場合は、年度内の全ての利用料金を合算して請求してください。  
②利用料金の合計が3,000円に満たない場合でも補助の請求はできますが、請求は年1回を限度とします。  
追加の請求はできませんのでご注意ください。

（提出書類）

- ① レジャー・スポーツ施設等利用補助金請求書
- ② 登録職員本人が利用したチケット半券または利用施設の領収書原本（コピー不可）  
（金額と利用日が確認できるものを添付。）  
チケット原本の提出ができない場合は補助対象になりません。  
チケットの返却はいたしません。
- 請求書、貼付台紙につきましてはホームページからダウンロードしてください。

- 注1・チケット半券及び領収書は利用者の氏名・登録職員番号がわかるように送付してください。  
注2・チケット半券に利用日や金額の記載がない場合は、パンフレット等の資料を添付してください。  
注3・☆ライブ配信等の領収書につきましてはパソコンやスマートフォンの画面コピーや購入先からの受信メールのコピー等で、必ず利用日、金額、支払日がわかるものを添付してください。  
注4・同月に複数人分の請求をされる場合は、同一口座（施設、親睦会、請求者の代表等）への送金となります。

令和7年度の請求を提出予定の施設様につきましては、  
**令和8年4月6日（月）までに**  
当財団へ送付をお願いします。（必着）

令和7年度の施設利用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

なお、令和8年3月31日までに振込を希望される場合は令和8年2月27日までに請求してください。

年度末に集中することから早めの申請をお願いします。  
お忙しいところ恐縮ですがご協力をお願い致します。

《 お問い合わせ電話番号 083-925-2404 》

## レジャー・スポーツ施設等利用補助事業のご案内

登録職員がレジャー施設やスポーツ施設を利用した場合、利用料金のうち年度間に1回 3,000円を上限に補助をしています。

### 補助の対象について

年度内に登録職員が利用した国内のレジャー・スポーツ施設利用料が補助の対象です。

補助の対象となるものの例	補助の対象とならないものの例
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 映画、コンサート、ミュージカル等の鑑賞料、視聴料</li><li>○ 野球やサッカー等のスポーツ観戦料、マラソン大会等の参加料</li><li>○ 美術館、テーマパーク、水族館、観光施設等の入場料</li><li>○ スキー場、プール等レジャー・スポーツ施設の利用料及び施設利用に伴う用具のレンタル料</li></ul> <p>などは補助の対象です。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>✗ 家族及び同行者の利用料金</li><li>✗ 飲食、交通、駐車場、宿泊、物品購入費</li><li>✗ 温泉、岩盤浴、マッサージ、エステ利用料</li><li>✗ スポーツ協会、サークル等登録料</li><li>✗ 各研修講座、スキルアップ資格取得講座等</li></ul> <p>などは補助の対象ではありません。</p>

### Q&A よくある質問

#### 1 施設利用等入場券

Q 入場券に金額の記載がありませんが補助の対象になりますか？

A 補助の対象になります。入場料が掲載された、パンフレットやホームページのコピーを添付ください。  
(ホームページは更新されて詳細が不明となる場合もありますので、入場券に金額の記載のない場合は早めに、ご確認ください。券売機等で購入される場合は、領収書を発行されることをお勧めします。)

Q 入場券に日付の記載がありませんが補助の対象になりますか？

A 補助の対象になります。貼付の台紙や入場券に利用日を必ず記入してください。

#### 2 映画チケット

Q チケットに利用金額の記載がないのですが補助の対象になりますか？

A ポイントの利用や招待券を利用した場合は、料金の支払いが発生していないので金額の記載がない場合があります。その場合は、補助の対象になりませんのでご確認ください。

Q 親子ペア券を利用しましたが、補助の対象になりますか？

A ご本人様の利用分が補助の対象となります。購入された前売券(引換券)に、一般と小人の料金が掲載されていますのでチケットと一緒に貼付してください。  
(映画館のホームページは更新が早いので、ホームページの詳細コピーを添付予定の方は早めに、ご確認ください。)

#### 3 キャンプサイト料

Q キャンプサイト料は補助の対象になりますか？

A 補助の対象となります。ご本人様の利用分が補助の対象となりますので、利用人数で割ったものが補助額となります。

#### 4 温泉等入浴料

Q 温泉施設を利用しましたが補助の対象になりますか？

A 入浴につきましては、日常生活での活動なので補助の対象となりません。

#### 5 マラソン大会の参加料

Q 12月に開催予定のマラソン大会参加料を8月に支払ったのですが補助の対象になりますか？

A 補助の対象になりますが、開催された日以降に申請ください。  
(大会の中止等で返金となった場合は、参加料金が発生しませんので、補助の対象となりません。  
なお、中止となっても返金がない場合は補助の対象となりますので、開催要項等を添付してください。)

#### 6 ライブ配信視聴料

Q ライブがオンライン開催となりましたが補助の対象になりますか？

A 補助の対象となります。領収書に代わるものとして、パソコンやスマートフォンの画面コピーや購入先からの受信メールのコピー等で、必ず利用日、金額、支払日がわかるものを添付してください。  
※サブスク(定期購読)については補助の対象となります。